

平成19年産から、大豆などに 対する助成制度が変わります

経営安定対策として大豆などに対して交付されてきた「大豆交付金」などの助成制度の対象が『担い手』に限定され、品目横断的経営安定対策として水稲を含んだ経営全体に着目した支援となります。

対象となる『担い手』とは？

集落営農組織の一定要件とは？

意欲と能力があると町が認定した農家・法人（認定農業者）及び一定の条件を備えた集落営農で、以下の経営規模以上の個人・組織です。

① 認定農業者
4 ha 以上

② 一定の要件を満たす集落営農組織
20 ha 以上

※①②ともに経営規模の特例あり。

① 組織の規約を作成している。
② 集落営農の口座を設け、その口座で経理を一括して行っている。

③ 地域の農用地の2/3以上を集積（農作業を受託）する目標（5年後）を定めている。

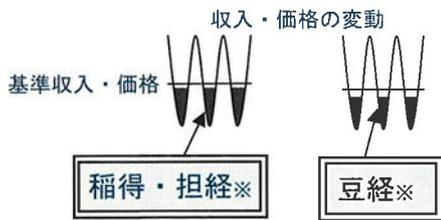
※生産調整の特例あり。
④ 組織の主たる従事者について、農業の所得目標を定めている。

⑤ 農業生産法人となる計画（5年以内）を作成している。

〈現在〉



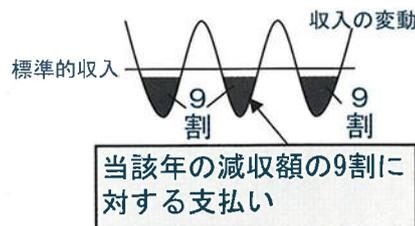
すべての農業者



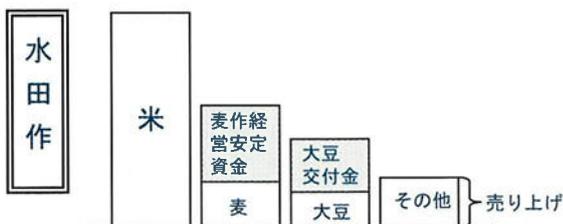
〈今後〉



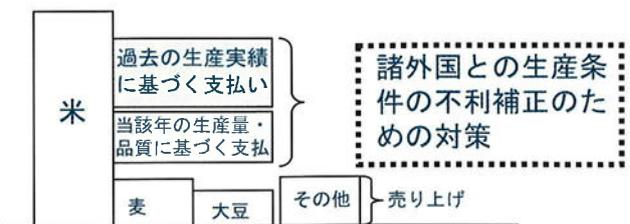
認定農業者 一定の集落営農組織



収入の減少による影響の緩和のための対策



このほか、産地づくり交付金が交付されている



このほか、産地づくり交付金が交付される予定
(産地づくり交付金は担い手だけに限定されません)

※稲得：稲作所得基盤確保対策
担経：担い手経営安定対策
※豆経：大豆作経営安定対策

問い合わせ先 役場本庁産業振興課 ☎ 0859-54-5205
大山支所ふるさと振興課 ☎ 0859-53-3186
中山支所ふるさと振興課 ☎ 0858-58-6116

大山農業改良普及所 ☎ 0859-53-3721
J A 鳥取西部汗入営農センター ☎ 0859-53-3521
中国四国農政局鳥取農政事務所 ☎ 0859-27-1721